

北海道大学北方生物圏フィールド科学センターと  
和歌山大学との包括的連携に関する協定

(連携の目的)

国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センターと国立大学法人和歌山大学  
(以下「両大学」という。)は、互いの自主性と独自性を尊重しつつ、緊密な連携、協力を  
通じて次項に掲げる課題を達成するためにこの協定を締結する。

(連携の課題)

上記の目的に基づき、次の課題について連携する。

1. 紀伊半島地域圏における研究面での相互交流に関すること。
2. 両大学の教育資源における教育面での相互交流に関すること。
3. 地域社会に対する貢献及び振興事業に関すること。
4. 科学技術の振興に関すること。
5. その他、協議会が必要と認めた連携課題に関すること。

(協議会の開催)

本連携協力にあたり、必要に応じ協議会を開催するものとする。

(協定の改廃)

本協定は、平成18年9月1日から発効し、協定の変更及び失効については、双方が協  
議するものとする。

平成18年8月31日

平成19年8月31日

北海道大学  
北方生物圏フィールド科学センター長

和歌山大学  
理事

笹 賀 一 郎

森本 吉春

北海道大学と和歌山大学との包括的連携に関する  
協定に基づく連携協議会に関する申し合わせ

1. この申し合わせは、協定に基づき協議会の構成及び運営方式について定める。
2. 協議会の構成は、以下のとおりとし、連携を推進する事柄を決する。  
北海道大学
  - ・北海道大学北方生物圏フィールド科学センター長
  - ・北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション長
  - ・北海道大学北方生物圏フィールド科学センター和歌山研究林長
  - ・北海道大学北方生物圏フィールド科学センター長が認める者 若干名和歌山大学
  - ・和歌山大学理事（研究・社会連携担当）
  - ・和歌山大学理事（教育・入試担当）
  - ・和歌山大学事務局長
  - ・和歌山大学理事が認める者 若干名
3. 協議会は、毎年1回を目処に開催する。  
その他必要が生じた場合は、両大学間で協議のうえ開催する。  
議長は協議会を開催する大学が担当する。
4. 会議の開催担当は、1年ごとに交代する。